六　基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。

七　他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

5　第1項の基地局の無線設備のうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものであつて、次に掲げる条件に適合するものについては、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。

一　空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。

二　送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

三　一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

四　空中線系は、容易に取り外すことができないこと。

五　当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。

六　当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

6　第1項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備のうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、第1項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

第四十九条の六の十一の前の見出し及び同条を削り、第四十九条の六の十二を第四十九条の六の十一とする。

第四十九条の二十八第1項第1号ハ中「（送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局により通信系を構成する場合を除く。）」を削り、同条第二項第二号中「二五デシベル」を「一七デシベル」に改め、同条第三項第二号中「二五デシベル」を「五デシベル」に改め、同条第四項第二号中「五デシベル」の下に「（陸上移動局（中継を行うものを除く。）と通信を行う陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備にあつては、二デシベル）」を加える。

第四十九条の二十九第1項第一号ハ中「（送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局により通信系を構成する場合を除く。）」を削り、同号ホ中「（一の者により運用されるものに限る。）から一の陸上移動局への送信」を「（基地局から陸上移動局へ送信する場合にあつては、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局を含む。）と一の陸上移動局の間の通信（総務大臣が別に定めるものを除く。）」に改め、同条第二項第二号中「二五デシベル」を「一七デシベル」に改め、同条第三項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「二五デシベル」を「四デシベル」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては、当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

第五十七条の三中「及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を削る。

別表第1号注31(1)キ中「及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を削り、同キ(ヘ)を次のように改める。

(イ)　陸上移動中継局（時分割複信方式を用いるものに限る。）

A　陸上移動局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備　(0.1×f×10⁻⁶+12) Hz

B　基地局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備　(0.1×f×10⁻⁶+15) Hz

別表第1号注31(1)キに次のように加える。

(ウ)　陸上移動局

A　第49条の6の10に定める携帯無線通信の中継を行う陸上移動局のうち陸上移動局と通信を行うものの無線設備　(0.1×f×10⁻⁶+12) Hz

B　Aに掲げる以外の無線設備　(0.1×f×10⁻⁶+15) Hz

別表第1号注31(1)クを削り、同ケ中「時分割複信方式を用いるものであつて、」を削り、同(ヘ)を同クとし、同コ中「時分割複信方式を用いるものであつて、」を削り、同(ウ)を同ケとする。

別表第二号第12中「及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅」を「並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅」に改め、同第12の2及び3中「携帯無線通信の中継を行う無線局」を削り、同第12の4中「及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を削り、同4(4)に次のように加える。

エ　チャネル間隔が20MHzのもの（3.4GHzを超え3.6GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）　20MHz

オ　アからエまでの規定にかかわらず、陸上移動局の無線設備であつてキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うもの　総務大臣が別に告示で定める値

別表第二号第12の6を削る。

別表第三号17(3)中「及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を削る。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第五条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号の二十一中「第四十九条の六の十」を「第四十九条の六の十第一項及び第三項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一の二十一の二　設備規則第四十九条の六の十第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

第二条第一項第十一号の二十二中「基地局」の下に「又は陸上移動中継局」を加え、「又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備」を削り、同項第十一号の二十三及び第十一号の二十四を次のように改める。

十一の二十三　設備規則第四十九条の六の十第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十四　設備規則第四十九条の六の十第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

第二条第一項第十一号の二十五から第十一号の二十八までの規定中「第四十九条の六の十二」を「第四十九条の六の十一」に改め、同条第二項第一号中「、第十一号の二十三」を削る。